

防災アプリ導入業務仕様書

1 業務名

防災アプリ導入業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年1月29日までとする。

3 業務目的

本仕様書は、呉市が実施する防災アプリ導入業務に係る基本的な事項を示すものである。

防災行政無線の放送内容と同じ緊急音声放送をスマートフォンのスピーカーから、伝達する防災アプリを導入し、市民による重要情報の聞き逃しを防止することで、防災情報を確実に伝達できる態勢を整えることを目的としている。

4 業務内容

本業務の範囲は次のとおりとする。

(1) システムの構築

- ア 送信用アプリケーション
- イ 受信用アプリケーション
- ウ 送信管理アプリケーション

(2) 職員研修

- ア 研修資料の作成・印刷
- イ 各アプリケーションの操作研修

(3) アプリケーション登録支援

- ア 住民周知用パンフレットデータの作成（AI 形式等の編集可能な形式）
- イ インストール・設定に関する資料作成

5 システム

(1) 基本機能

ア 共通

(ア) スマートフォン端末及びタブレット端末（以下「端末」という。）に受信用アプリケーションをインストールすることで、呉市からの情報を受け取れるものとし、Android, iOS 両方の OS で動作可能とすること。

(イ) 送信用アプリケーションをインストールした端末、送信管理アプリケーションをインストールした PC より配信された情報を、受信用アプリケーションをインストールした端末（以下「受信端末」という。）で受け取れる機能を有すること。

- (ウ) プッシュ通知に加え、テキスト配信（配信テキストの表示）及び音声配信（配信音声の再生）に対応すること。
- (エ) 平時配信（市からのお知らせなどの緊急性の低い情報）及び緊急配信（避難情報など、緊急性の高い情報）の配信を使い分けられること。
- (オ) 緊急配信は、防災行政無線と同様、受信者の操作を要せず、受信端末の音量設定及びマナーモード設定に関係なく、最大音量にて通知され、かつ配信内容全て（5分程度）が自動的に再生されること。
- (カ) 緊急配信の受信は、次の3種類を受信者が任意に設定可能なこと。①最大音量で自動再生、②端末の設定音量で自動再生、③自動再生せず通知のみ。
- (キ) 一斉、単独又は複数のグループへの配信ができること。
- (ク) 秘匿性が求められるグループ（以下「特別なグループ」という。）の作成ができること。
- (ケ) 特別なグループは有効期限をそれぞれ設定でき、期限が切れたパスワードは無効とし、グループ設定されている端末からグループ表示が削除され、通知が受けられないようにすること。
- (コ) 定型音声、定型テキストの作成・編集・削除ができ、定型での配信ができること。

イ Jアラートとの連携

- (ア) Jアラート受信機と直接連携を行い、条件に基づいて一斉、グループ又は特別なグループに配信ができること。また、Jアラート受信機のテキスト文をテキスト配信及びJアラート受信機と同一話者の音声合成で音声配信ができること。
- (イ) Jアラート受信機の配信情報ごとに、緊急配信、平時配信に区分できること。

ウ 防災行政無線（同報系）との連携

呉市で令和7年度に更新予定の防災行政無線操作卓から配信された情報を、一斉、単独又は複数のグループへ連携配信ができるよう、防災行政無線メーカーと密に連携し構築を行うこと。連携においては、テキストファイル及び音声ファイルを受け取るものとする。なお、連携に伴う防災アプリ側の費用は本業務に含むこと。

更新予定の防災行政無線操作卓については次のとおりである。

- (ア) メーカー及び型番：沖電気工業株式会社 LC8514
- (イ) 工期：令和8年1月29日（木）まで
- (ウ) 設置工事予定日：令和7年11月上～中旬

エ その他

Jアラート受信機や防災行政無線等連携用に、次の条件を備えた専用PCを導入すること。

- (ア) 安定して24時間連続稼働が可能であること。
- (イ) 長期供給及び保守が保証されていること。

※ただし、Jアラート受信機や防災行政無線等連携用に、専用PCとは別の方法で連携等の運用が可能な場合は導入しなくてもよいこととする。

(2) 送信用アプリケーション

- ア 呉市専用又は呉市向けにカスタマイズ可能なネイティブアプリとし、アプリケーションの名称及びアイコンは呉市オリジナルとすること。
- イ ログイン認証することでシステムが利用できること。
- ウ 呉市が必要な権限数を作成可能なこと。
- エ 自治会長等の権限でログインした場合は、ログイン直後の画面に当該自治会名等が明記されること。
- オ テキスト及び音声により、平時配信及び緊急配信ができること。
- カ 一斉、単独又は複数のグループへ平時配信及び緊急配信ができること。
- キ 特別なグループへ平時配信及び緊急配信ができること。
- ク 一斉の緊急配信は、簡単な操作で迅速にできること。
- ケ 平時配信は、テキスト配信及び音声配信を指定した特定日、毎日、曜日、期間又は年ごとの予約登録ができること。
- コ 予約状況及び内容の確認ができ、予約の変更ができること。
- サ テキスト入力時、地名などの読み違いを訂正する機能を有すること。

(3) 受信用アプリケーション

- ア 呉市専用又は呉市向けにカスタマイズ可能なネイティブアプリとし、Google play や App store のデベロッパ名は、呉市が提供していることが明確に分かるようにすること。また、アプリケーションの名称及びアイコンは呉市オリジナルとすること。
- イ Google play, App Store からダウンロードしてインストールできること。各ストア内で公式アプリケーションを検索する際、「呉市」などの言葉で検索結果に反映されるよう対策を行うこと。
- ウ 住民に誤解を招くような、使用権限の許可を求める動作をしないこと。
また、アプリケーション内でメールアドレスを使用しないこと。
- エ インストール時の操作性を鑑み、最低限の操作（利用規約の同意及び通知の許可）のみで登録が完了し、一斉配信が受信できること。
- オ 受信端末で複数のグループを選択でき、選択したグループのみ受信できること。ただし、一斉配信の場合は、グループ選択の有無にかかわらず全ての受信端末が受信すること。
- カ 平時配信と緊急配信の違いが通知音及び受信履歴画面で分かること。
- キ 受信履歴画面で、既読/未読が分かること。
- ク スリープ状態や他のアプリケーション使用中、アプリケーションが終了されている場合でもプッシュ通知を受信し、緊急配信はアプリケーション内の設定に応じて自動的に配信されること。
- ケ 受信履歴を主画面とし、音声配信は音声で、テキスト配信はテキスト表示及び合成音声の再生により確認ができること。

コ ネットワークに非接続時においても、未読状態の履歴（文字及び音声）を含めた全ての履歴の確認ができること。音声配信は音声で、テキスト配信はテキスト表示及び合成音声の再生により確認ができること。

サ 本アプリケーションは消費電力を極力抑えるため、端末の画面テーマがダークモード時は黒を基調とした配色とすること。ただし、ライトモード時は白を基調とした配色を選択できること。

シ 表示文字は大きくはっきりとわかりやすいこと。また、アプリケーション内で文字サイズの変更ができること。

ス 端末の画面回転機能による縦画面及び横画面に対応すること。

セ リンク先などの Web 表示はアプリケーション内でブラウザ表示ができること。

ソ 電源投入時又は圏外から圏内など通信可能状態になった場合には、通信不可状態中に配信された情報を受信できること。

タ 特別なグループをパスワードなどで設定できること。

チ 端末の対応 OS について、iOS は最新、Android は最新バージョンから三世代前までを動作対応すること。

ツ 個人情報の取得及び利用は行わないこと。

(4) 送信管理アプリケーション

ア ログイン認証することでシステムが利用できること。

イ テキスト及び音声により平時配信及び緊急配信ができること。

ウ 一斉、単独又は複数の指定したグループへ平時配信及び緊急配信ができること。

エ 特別なグループへ平時配信及び緊急配信ができること。

オ 平時配信は、テキスト配信及び音声配信を指定した特定日、毎日、曜日、期間又は年ごとの予約登録ができること。

カ 予約状況及び内容の確認ができ、予約の編集ができること。

キ テキスト入力時、地名などの読み違いを訂正する機能を有すること。

ク 音声ファイルを取り込み、利用できること。

6 稼働環境要件

(1) クラウド方式要件

ア セキュリティ確保の観点から、クラウドプライバシーに関する国際実施基準の ISO/IEC 27018 を採用しているクラウドを利用すること。

イ 使用するサーバーの設置場所は2拠点以上有し、地理的冗長化がされていること。

ウ ISO/IEC 27001 認定を取得していて、毎年 ISO/IEC 27001 コンプライアンスに関して、第三者の公認認定機関の監査を受けていること。

エ クラウドは外部監査に基づいたクラウドセキュリティの認定制度「CSA STAR 認証」のゴールドマーク認定を取得していること。

オ 防災行政無線連携及び送信管理アプリケーションは、庁舎内に設置された WindowsPC にインストールして使用でき、庁舎からの接続には通信ポート 1433 及び 443 を使用すること。

(2) セキュリティ要件

ア 「呉市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「情報セキュリティポリシー」を始めとした各種規定を遵守し、個人情報（本業務を通じて収集した住所、氏名、電話番号など、特定の個人が識別できる情報）を厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざんの防止に適切な対策を講じること。

イ 配信機能利用者の管理について、ユーザーID 及びパスワードでの認証及び権限管理（配信方法及び配信グループ）ができること。

ウ 権限管理（配信方法及び配信グループ）について、有権限者及びシステム管理者は以下の機能を有すること。

(ア) 個人、役職、所属単位による業務利用権限が設定可能であること。

(イ) 操作資格、処理単位での業務利用権限が設定可能であること。

エ 監査証跡（アクセスログ）採取機能として、以下の機能を有すること。

(ア) 稼働ログの取得をすること

(イ) ユーザーID ごとの操作履歴情報を保持すること。

(ウ) 利用状況のログ取得が可能（ユーザーID、端末 ID、年月日、時間、処理内容など）であること。

(エ) データを更新した際、更新した年月日時分秒及びユーザーID を特定する番号が記録に残ること。

(オ) 操作卓と接続した場合、通信履歴（年月日時分秒、制御内容、通信内容など）が記録に残ること。

オ 本システムへの不正な接続及び侵入の防止が可能であること。

プログラム・データ等が格納されたサーバーは、本運用関係者以外の第三者が不当にアクセスすることを防止すること。

7 保守・運用

(1) システムの運用管理

ア システムの円滑稼働を確保するための管理、調整を行うこと。

イ システムの運用時間は、24 時間 365 日とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要な場合は、事前に呉市に申し入れること。

ウ 運用管理のため蓄積された操作ログ等を活用し、情報開示請求に対応できること。なお、保存期間は90 日以上とする。

エ 問い合わせ内容と回答は回答集などに記録し、呉市と共有すること。

(2) 稼働監視

システムが正常に稼働していることを監視すること。監視中に異常を検知した場合においては、速やかに呉市へ連絡を行い、呉市の指示に従い対応すること。

(3) 障害対応

ア サービス停止等の障害の検知に基づき、速やかにバックアップ体制に切り替えるところに、障害の分析を行い、提供サービスが停滞しないように努めること。

イ 発生した障害については、呉市の指示に従い対応すること。復旧において暫定的な対応を行った場合は、障害を根本的に解消するための対応策をまとめ、呉市の承認を得た上で対応策を講じること。

(4) ヘルプデスク

ア 職員向けの問い合わせ窓口として、ヘルプデスクを設置すること(会社休業日を除く、平日午前9時00分から午後6時00分まで)。

イ システム障害時には、24時間365日体制で電話を受け付けられる緊急窓口を用意すること。

8 その他

(1) 呉市及び市民にとって有益で、追加費用なく別途提案できることがあれば提案すること。

(2) 仕様書に明記されていない事項においても、システムを適切に稼働させるための機能等については完備していること。

(3) 本仕様書に定めがない事項については、呉市と協議の上、決定するものとする。